

まちづくり交流センター（イエローフィッシュ）管理運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構（以下「推進機構」という。）が管理するまちづくり交流センター（以下「イエローフィッシュ」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 イエローフィッシュは、主に宇都宮のまちづくりを研究し活動していくための場や、中心市街地の活性化に資する事業の場として有効に活用していくものとする。

（利用時間）

第3条 イエローフィッシュの利用時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前9時00分から午後10時00分まで（施設）
- 2 推進機構は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

（休館日）

第4条 イエローフィッシュの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

- 2 推進機構は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。

（使用許可）

第5条 イエローフィッシュを使用しようとする者は、推進機構の許可を受けなければならない。

- 2 推進機構は、イエローフィッシュの管理上必要があると認められる場合は、前項の許可に条件を付することができる。

（使用の制限）

第6条 推進機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は付属設備をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 第2条の目的に該当しないと認めるとき。
- (4) その他、イエローフィッシュの管理上支障があると認めるとき。

（許可の取り消し等）

第7条 推進機構は、第5条第1項の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、イエローフィッシュの使用を制限し、又はその許可を取り消すことができ

る。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、推進機構は、その責めを負わない。

- (1) 第6条各号の規定に該当するとき。
- (2) 第5条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正な手段により第5条第1項の許可を受けたとき。

(原状回復の義務)

第8条 使用者は、イエローフィッシュの使用が終了したとき又は第6条の規定により利用を制限され、若しくはその許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で施設及び付属設備を現状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、施設若しくは付属設備をき損し、又は汚損したときは、推進機構が特にやむを得ないと認めたものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、イエローフィッシュの使用にあたっては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設をき損し、又は汚損したときは、その旨を届け出ること。
- (2) イエローフィッシュの使用が終了したときは、遅滞なく使用した備品等を所定の位置に戻し、鍵を推進機構に返還すること。
- (3) 騒音を発する等、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 施設内での飲酒・喫煙等、風紀上、他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(協賛金)

第11条 推進機構は、イエローフィッシュの管理運営に賛同する者から、協賛金を得ることができる。また、その協賛金は、イエローフィッシュの管理運営に充てるものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。